

治療的司法と 更生支援

～出所した人と地域社会の架け橋に

人権啓発指導者養成研修講義

治療的司法研究センター客員研究員・保護司

吉祥寺リネン法律事務所 弁護士 菅原 直美



自己紹介

■経歴

2010年 弁護士登録(札幌弁護士会)

2011年から 治療的司法研究会 弁護士会員

2016年頃から 保護司

2017年から 成城大学治療的司法研究センター客員研究員

2018年から 東京都にて活動

2023年 大学院にて臨床心理を学ぶ

■書籍等

情状弁護アドバンス(現代人文社 2019年)

治療的司法の実践(第一法規 2018年)

行為依存と刑事弁護(日本加除出版 2021年) など

治療的司法という言葉は英語のtherapeutic justiceの訳語ですが、
刑事司法制度について犯罪を犯した人に対して「刑罰を与えるプロセス」と見るのではなく、
犯罪を犯した人が抱える「問題の解決を導き、結果的に再犯防止のプロセス」と捉えようという考え方、すなわち治療法学(therapeutic jurisprudence)
に基づく司法制度を指します。

成城大学治療的司法研究センターHPより抜粋
(<https://www.seijo.ac.jp/research/rctj/>)

更生(生き直し) 「犯罪者でいたい人はいない」

罪の背景にある問題解決のために必要な支援をする。

問題: 被虐待体験、障害、病気(依存症)
貧困、孤独、孤立...



治療・ケアの提供
福祉的・心理的介入や支援
社会的なつながりや居場所支援など

事件

裁判

判決

服役

仮
釈
放

出
所

裁判に向けた弁護活動

- ・犯罪の背景・原因分析
- ・更生支援計画の作成

更生支援計画とは？

- ・社会福祉士などが作成
- ・更生支援のガイドブック

執行猶予

服役中

- ・社会と隔絶されがち
- ・管理された生活

更生意欲を保つ工夫が必要

例) 福祉専門官との面談
支援者、弁護士と交流

釈放後

- ・住む場所、生活費の確保
- ・福祉的支援や医療の要否

・働くこと

社会復帰後の生活の糧、
自己肯定感を持つ

ただし、

『急いてはことを仕損じる』

裁判で執行猶予・・・釈放後に必要な支援、ケアに繋げる(弁護士、社会福祉士など)

服役中・・・社会との繋がり・更生意欲の維持(福祉専門官、支援者、弁護士など)

出所・・・どこに、どのように帰るのか(保護観察所、保護司、支援者、弁護士など)

その後・・・地域で安全・安心に暮らすためのリハビリ・ケア(保護観察所、自治体、支援者)

ある男性のケース

裁判前

社会福祉士に相談・・・知的障害の疑いあり

以前の支援者・弁護士とコンタクト・・・支援のリベンジを約束

服役中

弁護士・支援者が手紙のやり取り、面会

福祉専門官と支援者の連携

出所後

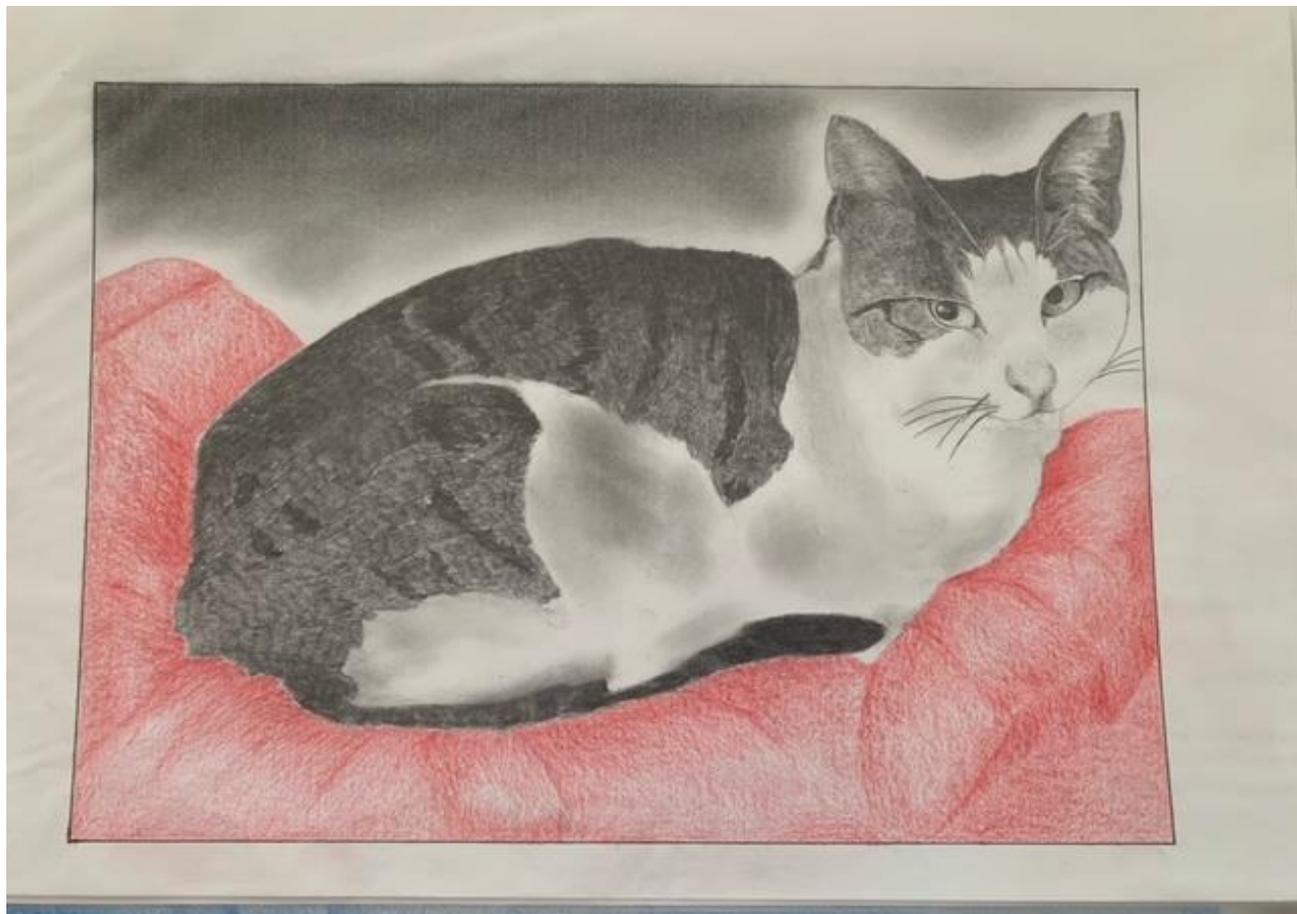
市町村の担当者・支援者が福祉的支援

地域の見守り、障害に応じた生活支援

生活保護を受けて1人暮らし
作業所で作品を制作
お墓参りや旅行
たまにLINEで近況報告

社会の一員として穏やかに暮らす

地域が・私たちができること



一緒に考えてみませんか
にゃ？